1 - (1) 景観整備機構に係る寄付金控除制度の創設等, 景観行政を更に推進するための新たな制度の創設 (国土交通省)

このほど制定された「景観法」に規定される景観整備機構は,美しく風格のある国土の形成,潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現のために,重要な役割を果たすものと期待されますが,これらの役割を安定的に果たしていくためには,財政基盤の充実が不可欠です。しかしながら,景観整備機構の指定の対象となる財団法人やNPO法人等の多くの活動財源は,国,地方公共団体等からの補助金等のほか,個人又は法人からの寄附金です。そこで,良好な景観形成等に関する諸活動に対して助成を行う公益信託,景観整備機構に係る寄附金控除制度等を創設されるよう提案・要望します。

第2に,景観法では,景観行政団体の長の許可を受けなければ,景観重要建造物の増築,改築等をしてはならず,景観行政団体は,当該許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者に対して,通常生ずべき損失を補償すると規定されていることから,京都市においては,補償をしなければならない事態が多々生じることが予想されます。そこで,本制度を有効に活用し,歴史的な町並み景観の保全の実効性を確保するために新たな損失補償費用の助成制度の創設を提案します。更に,景観重要建造物の円滑な指定と安定的な維持・保全を図るためには,景観法に基づく許可制に係らしめるだけでは不十分であり,景観行政団体又は景観整備機構による買取りやその後の管理まで視野に入れた様々な事業手法や助成制度の創設を提案・要望します。

第3に,現在,京都市では,京都市市街地景観整備条例に基づき,建造物の修理・修景に対する補助を行っており,今後,これらの建造物の相当数が景観重要建造物に移行することが予想されますが,景観法には,補助制度が設けられていません。つきましては,歴史的・伝統的な建造物の保全の実効性を確保するために補助制度の創設を提案・要望します。

提案・要望事項

- 1 良好な景観形成等に関する諸活動に対して助成を行う公益信託, 景観法に基づく景観整備機構に係る寄附金控除制度等の創設
- 2 景観法に基づき景観行政団体が行わなければならない景観重要建造物に係る損失補償費用の一部助成制度及び景観重要建造物の買取 費用等の助成制度の創設
- 3 景観重要建造物その他歴史的・伝統的な建造物の修理・修景に対 する補助制度の創設

主な要望先:国土交通省(都市・地域整備局都市計画課,まちづくり推進課)

本件に関する連絡先:都市計画局 都市企画部 都市づくり推進課長 山本耕治 TEL 075 - 222 - 3502

都市計画局 都市景観部 都市景観課長 寺本健三 TEL 075 - 222 - 3473

<参考>

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区等助成事業

平成 13 年度実績 37 件 39,700 千円 予算額 40,000 千円 平成 14 年度実績 33 件 39,400 千円 予算額 40,000 千円 平成 15 年度実績 46 件 49,300 千円 予算額 50,000 千円

平成 16 年度予算額 50.000 千円

内容:建物の外観を維持又は向上させるための修理の補助金